2．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　2～50年
構築物　　5～60年
工具器具備品　4～15年
また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
⑵　無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。
⑶　リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。
3．引当金の計上基準
⑴　貸倒引当金
該当事項はありません。
⑵　賞与引当金
研究・育種勘定、特定地域整備等勘定、水源林勘定の役職員の賞与については、運営費交付金等により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末における賞与支給見込額から前期末における賞与支給見込額を控除して計算しております。
森林保険勘定は、役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
⑶　退職給付引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法
研究・育種勘定の役職員の退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
森林保険勘定、特定地域整備等勘定、水源林勘定は、役職員の退職給付に備えるため、退職給付に関する会計基準、森林総合研究所役員退職手当規程及び森林総合研究所職員退職手当支給規程に基づき、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）をもって、発生時から定額法により費用処理を行っております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）をもって、発生翌年度以降定額法により費用処理を行っております。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
4．有価証券の評価基準及び評価方法
研究・育種勘定、特定地域整備等勘定、水源林勘定については該当事項はありません。
森林保険勘定は、満期保有目的債券につき、償却原価法（定額法）によっております。
5．たな卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品
最終仕入原価法による低価法を採用しております。
6．支払利息の原価算入について
水源林造成事業の支払利息は、国庫補助金により調達している部分を除き、原価に算入することとして、水源林に含めております。
7．水源林の価額及び評価方法
平成20年4月1日時点において標準伐期齢以上の立木は、平成20年4月1日時点の市場価値（正味売却価額）による評価額に評価日以降の投資額を加えた額。
平成20年4月1日時点において標準伐期齢未満の立木は、平成20年4月1日時点の取得原価に評価日以降の投資額を加えた額。
8．債券発行差額の償却方法について
債券の発行差額は、償却原価法（定額法）により償却しております。
9．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
政府出資の機会費用の計算に使用した利率については、平成28年4月1日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、0％で計算しております。
政府からの無利子による融資取引の機会費用は、政府からの無利子借入金に一定利率を乗じて計算しております。
10．責任準備金、支払備金の計上方法
森林保険勘定は、責任準備金、支払備金について「国立研究開発法人森林総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第19条及び第20条の規定に基づき農林水産大臣が定める責任準備金及び支払備金の算定方法について」（平成27年4月1日26林整計第887号）に基づき算出した額を計上しております。
11．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
12．その他の重要な事項
⑴　収益・費用の計上基準
割賦利息収入については、企業会計原則注解6⑷のただし書きにより、割賦金の回収期限の到来をもって売上収益実現の日としております。
⑵　一般管理費の会計処理
水源林勘定に係る一般管理費（共通部分の経費）については、損益計算書に計上しております。
13．重要な会計方針の変更
独立行政法人会計基準の変更に伴う重要な会計方針の変更と当該変更による財務諸表への影響は次のとおりであります。
退職給付引当金算定における退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、複数の割引率を使用する方法で計算した退職給付債務と同じ結果になるような利回りを単一の加重平均割引率として使用する方法に変更いたしました。
また、「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ＆A」Q38－5に従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を、臨時損益の区分において「退職給付会計基準改正に伴う調整額」として計上しております。
この結果、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、損益計算書上当期総利益が224,057,459円減少し、行政サービス実施コストが同額増加しています。